日本海東北自動車道
龍花崎橋（跨道橋）撤去設計

特　記　仕　様　書

令和８年１１月

東日本高速道路株式会社　東北支社
鶴岡管理事務所

目　　次

頁

第１章　総則 1
１－１．適　用 1
１－２．調査等概要 1
１－３．適用する仕様書 1
１－４．テクリスへの登録 1
１－５．履行期間 2
１－６．資料の貸与 2
１－７．発注者または監督員が行う協議 3
１－８．計画工程表 3
１－９．調査等打合簿の作成及び提出について 4
１－１０．工事記録情報の作成及び提出について 4
１－１１．成果品 4
１－１２．三者協議会について 5
１－１３．クマ対策に係る対策費用 5

第２章　業務細部に関する事項 6
２－１．設計条件 6
２－２．現地踏査 7
２－３．跨道橋撤去設計 7
２－４．跨道橋撤去設計　詳細図作成 8
２－５．設計打合せ 8
２－６．電算機使用料 8
２－７．交通費・宿泊費 9

第３章　補足事項 9
３－１．調査等打合せ簿への概略業務量の提示 9
３－２．遠隔立会 9

添付資料

様式－１　　計画工程表
様式－２　　履行期間通知書
様式－３　　工事記録情報　完了届

第１章　総則

１－１　適　用

本特記仕様書は、東日本高速道路株式会社東北支社鶴岡管理事務所が実施する「日本海東北自動車道　龍花崎橋（跨道橋）撤去設計」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

１－２　調査等概要

１－２－１　調査等名　　日本海東北自動車道　龍花崎橋（跨道橋）撤去設計

１－２－２　路 線 名　　山形自動車道、日本海東北自動車道

１－２－３　履行箇所

山形自動車道　　自）山形県鶴岡市小淀川（鶴岡 IC）

日本海東北自動車道　至）山形県酒田市浜中（庄内空港 IC）

１－２－４　主な履行内容

項目	数量	備考
現地踏査	１式	
跨道橋撤去設計	１橋	
跨道橋撤去設計　詳細図作成	１７枚	
設計打合せ	１式	

１－３　適用する仕様書

契約書第１条に規定する「調査等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、令和８年７月版とする。

１－４　テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書１－１２－４「テクリスへ登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が１００万円以上の調査等について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日（以下「休日等」という。）及び共通仕様書１－３「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

（１）受注時は、受注者が設定した業務の始期から１５日以内

（２）登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から１５日以内

（３）完了時は、完了届提出日の翌日から１５日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が１５日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

１－５　履行期間

本業務は、共通仕様書１－１３「着手日」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から１０日以内に、履行期間通知書（本特記仕様書様式―２）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から６０日間（まで）

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から３００日間（まで）

※全体履行期間は余裕期間を含む日数

１－６　資料の貸与

共通仕様書１－１５－１及び５－２－３「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。なお、履行期間中業務においては貸与予定日であり、変更がある場合は別途監督員より通知する。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
既存橋梁建設時設計資料 （完成図及び設計計算書等）	－	契約締結の日の翌日より７日以内	電子成果品 （TIFF データ）
航空写真等資料 （図面及び動画データ）	－	契約締結の日の翌日より７日以内	電子データ
交通規制図	－	契約締結の日の翌日より７日以内	電子データ

１－７　発注者または監督員が行う協議

発注者または監督員が行う協議で本業務に関連する主な施設及び管理者、必要な協議の有無並びに協議の完了予定時期は、下表のとおりとする。

なお、本項目に記載する協議は、受注者が共通仕様書１－１６「関係官公署及び関係会社への手続き」に従って行う協議以外である。また、本業務の検討内容に応じて必要な協議の有無並びに完了予定時期を変更する場合がある。

ＩＣ間	路線名	管理者名	必要な協議	協議完了予定時期
鶴岡ＩＣ～庄内空港ＩＣ	龍花崎橋	鶴岡市	本調査の中間報告成果に基づき龍花崎橋の設計協議を実施	2027 年 10 月

１－８　計画工程表

１－８－１　計画工程表の記載事項

共通仕様書１－１４－１「作業計画書の提出」（２）に示す作業計画書中の計画工程表（本特記仕様書様式―１）の作成にあたっては、下記の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者とで協議の上変更することができるものとする。

計画工程表は本特記仕様書１－６「資料の貸与」に示す資料の貸与時期、共通仕様書１－９－３「照査の実施」に基づく照査の実施時期及び共通仕様書１－２２「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討の上作成するものとし、これらの事項は計画工程表に記載するものとする。

工種	作業単位	備考
現地踏査	現地踏査	
跨道橋撤去設計	撤去方法の検討 ・設計条件整理 ・施工計画検討 ・数量計算	検討については、比較検討を行い、監督員の指示に従い決定するものとする。
	撤去設計 ・設計計算 ・数量算出	検討結果に基づき、詳細設計を行うもの。
	詳細図作成	検討結果に基づき、詳細図を作成するもの。
設計打合せ		

１－８－２　計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は共通仕様書１－２２「打合せ」に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告をするとともに、共通仕様書様式第１－４号「調査等打合簿」に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書１－１４－３「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査等内容の変更が生じる場合の取扱いは受注者と監督員とで協議の上決定するものとする。

１－９　調査等打合簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書１－２２「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後７日以内（休日等を除く）に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後７日以内（休日等除く）に受注者へ返送するものとする。

１－１０　工事記録情報の作成及び提出について

（１）共通仕様書１－４４－１「工事記録情報」に規定する「工事記録作成要領」は令和８年７月版とする。

（２）受注者は工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録作成要領」に従って「工事記録情報　完了届」（本特記仕様書様式―３）を調査等完了届提出予定の２週間程度前までに監督員に提出するものとする。その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報　チェック結果票」にて照査結果の通知を受けるものとする。照査の結果修正が生じた場合は、監督員の指示に従い速やかに修正を行うものとする。

（３）工事記録収集システムに関する問合せ先は、東日本高速道路㈱東北支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。

１－１１　成果品

成果品の標準提出部数については、共通仕様書５－７－７「成果品一覧表　詳細設計」に準じるものとし、作成部数は下表のとおりとする。

報告書及び図面の電子データについては、監督員に提出するものの他にそれぞれ１部を監督員の指示に従って、ＮＥＸＣＯ総研技術情報課へ提出し、ＮＥＸＣＯ総研の発行する成果品（電子データ）受領票の交付を受けなければならない。

なお、ＮＥＸＣＯ総研技術情報課への提出は電子メールで行うものとし、成果品（電子データ）受領票についても、ＮＥＸＣＯ総研より電子メールにより受注者へ送付されるものとする。

項目	監督員	NEXCO 総研	備考
報告書（紙）	2 部	―	
報告書（電子データ）	2 部	1 部	
図面（紙）	2 部	―	
図面（電子データ）	2 部	1 部	

１－１２　三者協議会について

本業務の成果による発注工事（以下「予定工事」という。）において発注者及び受注者並びに予定工事の受注者が協同して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「予定工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議」（以下「三者協議会」という。）を開催する場合がある。

三者協議会の実施は、本調査等業務の受渡し後に別途発注者及び受注者並びに予定工事の受注者とで協定を結ぶものとする。受注者の三者協議会の参加に要する費用については、協定書によるものとする。

なお、本条項の記載により受注者の三者協議会への参加を義務付けるものではない。

１－１３　クマ対策に係る対策費用

１－１３－１　定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

１－１３－２　対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罠

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

１－１３－３　対象品目

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。
（必要に応じて記載）なお、技術提案項目にて実施予定とした内容は対象外とし、技術提案項目により履行対象であることを報告書内に明記するものとする。

① クマ対策毎の実施数量及び実施期間

② 実施状況が確認できる資料

③ 支払実績が確認できる資料

※熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

第２章　業務細部に関する事項

２－１　設計条件

２－１－１　日本海東北自動車道及び跨道橋の諸元

（１）本線

１）道路規格　　：第１種　第３級　Ｂ規格
２）設計速度　　：Ｖ＝８０ｋｍ／ｈ
３）車線数　　：暫定２車線
４）上下区分　　：上下線
５）平均日交通量　　：約３，５００台（鶴岡ＩＣ～庄内空港ＩＣ間）

（２）跨高速道路橋　龍花崎橋（管理者：鶴岡市）

１）道路規格　　：第３種　第５級（町道）
２）橋位置　　：鶴岡ＪＣＴ～庄内空港ＩＣ（STA 206+85 付近）
３）型式　　：ＰＣ変形斜材付π型ラーメン橋
４）橋長（桁長）　　：５０．９ｍ（５０．９ｍ）
５）支間（ｍ）　　：１０．７＋３０．０＋１０．２
６）有効幅員（斜角）　　：２．５ｍ（９０°００′００″）

２－１－２　撤去構造物の処分

撤去構造物等については、すべて再資源化施設等へ運搬し処分するものとし設計する。

２－１－３　交通規制条件

日本海東北自動車道　鶴岡 IC～庄内空港ＩＣ間の交通規制条件は下記のとおりとする。

（１）路肩規制

・規制可能時間は、日の出～日没までを基本とする。

（２）通行止め規制

・通行止め規制可能時間は、２０時～翌６時までを基本とする（事前車線規制の設置撤去を除く）。

（３）昼夜間連続通行止め規制

・通行止め規制可能時間は、月曜日の朝６時～金曜日の朝６時（事前車線規制の設置撤去を除く。なお祝日は除くものとする）。

（４）交通規制の抑制期間

交通規制の計画にあたっては、下記の抑制期間を回避した計画を基本とする。

・土日祝日
・４月下旬～５月上旬（GW交通混雑期）
・８月上旬～８月中旬（夏期交通混雑期）
・１２月１日～２月２８日（冬期休止期間）

２－２　現地踏査

受注者は、現地踏査の結果、完成図書等の貸与資料と現地が著しく相違している場合には、速やかに監督員に報告するものとする。

２－３　跨道橋撤去設計

跨道橋撤去設計とは、跨道橋の撤去に係る期間、施工計画検討、設計、施工に必要なベント等仮設物の設計、数量計算、費用算出を行うものをいう。

跨道橋撤去設計は施工計画検討結果について監督員へ報告し、確認を得た後に指示に従って行うものとする。

施工計画は交通規制（通行止め含む）を最小限に留めたものとし、構造上、施工上安全で合理的かつ経済的な設計検討を行わなければならない。

なお各詳細図作成については２-４「跨道橋撤去設計　詳細図作成」にて作成するものとする。

検討内容	前提条件
1）設計条件の整理 （撤去にあたり）	・施工ヤードは未供用区間を使用した撤去方法とする。 ・上部工撤去時の安全性を確認すること。 ・設計条件は本特記仕様書２－１「設計条件」のとおりとする。
2）上部工・橋脚の撤去工法の検討	・通行止め規制については、日々規制と昼夜連続通行止め規制との比較とする。
3）撤去構造物の検討 ・仮置・破砕ヤード ・運搬・処理方法 ・上部工撤去後の存置面処理方法 ・支障物の撤去・復旧方法	・運搬処理方法については、日々通行止め規制と昼夜連続通行止め規制との比較とする。
4）計画検討 ・施工工程及びタイムスケジュール ・数量及び概算工事費の算出	

撤去設計	備考
5）撤去設計 上部工・橋脚撤去の設計、地耐力照査、撤去工法及び運搬・処理方法の検討結果に基づき必要となる設計（ベント等仮設物の設計、撤去構造物の仮置・破砕ヤードの設計　等）	施工計画検討で決定した施工内容に基づき設計を行うもの

6）施工工程及びタイムスケジュールの作成 7）数量及び工事費の算出 8）報告書の作成	施工計画検討で決定した施工内容に基づき設計を行うもの

２－４　跨道橋撤去設計　詳細図作成

「跨道橋撤去設計　詳細図作成」とは、２-３「跨道橋撤去設計」にて決定した設計内容に基づき詳細図を作成することをいう。作成は共通仕様書５－７－７「成果品一覧表　詳細設計」に準じるものとし、作成区分と含まれる図面種類、枚数については下記に従い作成するものとする。

作成区分	図面種類	枚数	備考
跨道橋撤去設計 詳細図作成 A	上部工撤去部の復旧工	１枚	
跨道橋撤去設計 詳細図作成 B	跨道橋撤去工詳細図	２枚	
	跨道橋撤去工仮設工詳細図（ベント設備等)	３枚	
	下部工撤去部の復旧工	１枚	
跨道橋撤去設計 詳細図作成 C	構造物等取壊し工	２枚	
	ヤード造成工	１枚	
	仮設防護柵工	１枚	
	交通保安要員配置図	４枚	
	施工ステップ図	２枚	

２－５　設計打合せ

本業務における打合せの回数は、業務内容確認検査及び完了検査を含め６回とする。当初の打合せは現地踏査に含むものとする。監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要が生じる場合の取扱いは監督員と受注者とで協議の上決定するものとする。

打合せ場所は、東日本高速道路株式会社東北支社鶴岡管理事務所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、打合せ回数の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。

２－６　電算機使用料

電算機使用料とは本特記仕様書２-３「跨道橋撤去設計」を行った仮設構造物の構造計算のための電算機使用料をいう。以下に含まれる基数を一式とする。

仮設構造物	基数
ベント	４

２－７　交通費・宿泊費

技術業務直接人件費に関する、交通費・宿泊費には、設計打合せ及び現地踏査に必要な交通費・宿泊費を含むものとする。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。

また、ウェブ会議システム等を活用して打合せを実施する場合の交通費・宿泊費についての取扱いは監督員と受注者とで協議の上決定するものとする。

第３章　補足事項

３－１　調査等打合せ簿への概略業務量の提示

（１）業務の進捗に伴い、業務内容の追加や変更に係る打合せが行われ、発注者から概略業務量の提出を求められた場合、受注者は当該業務内容に応じた適正な概略業務量(技師 B 換算の人工数と期間)を「調査等打合せ簿」へ記載し発注者へ提出するものとする。

なお、提出を求める概略業務量は、調査等積算基準に定めのない業務とする。

（２）提出された概略業務量は、変更契約額・変更履行期間を拘束するものではなく、見積審査の参考に活用する等、適正な変更契約に向けた参考資料として位置付けるものとする。

３－２　遠隔立会

遠隔立会とは、遠隔立会実施要領（令和５年１０月 東日本高速道路株式会社）に基づき、共通仕様書「１－２３ 検査及び立会い」に定める検査及び立会いについて、デジタル通信技術を活用し遠隔地からの確認、検査及び立会いの実施により、受注者及び発注者の調査等管理業務の効率化による生産性向上を図るものである。

日本海東北自動車道　龍花崎橋（跨道橋）撤去設計　設計工程表（案）

【様式－1】

（全体履行期間）　令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日 （　　日間）
（実履行期間）　令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日 （　　日間）

1 設計業務

項目＼日程	計画準備	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	備考	
1．設計計画																																	
2．既往資料の確認・整理																																	
3．現地調査																																	
4．設計条件の整理																																	
5．道路詳細設計																																	
①縦断設計																																	
②平面図作成	・路線図・平面図・線形図・伐開除根求積図																																
③縦断図作成																																	
④横断図作成																																	
⑤土積図作成																																	
⑥用排水設計																																	
6．附帯工設計																																	
①溝渠工設計	・ボックスカルバート、パイプカルバート等																																
②擁壁工設計																																	
③詳細図作成																																	
④図面修正	・平面図・縦断図等																																
7．数量計算																																	
8．概略施工計画																																	
9．施工への申送り事項																																	
10．照　　査					照査①						照査②						照査③																
11．報告書作成																																	
12．監督員による成果品確認																																	
13．電子成果品作成																																	
14．設計打合せ																																	
15．業務検査																												業務内容確認検査				完了検査	

2 関連業務資料

| 項目＼日程 | 実施の有無 | 実施時期 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | 備考 |
|---|
| 1．測量調査 |
| ・基準点測量 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| ・空中写真測量 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| ・数値地形測量 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| ・航空レーザー測量 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| 2．道路予備設計 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| 3．道路概略設計 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| 4．路線測量 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| 5．地質調査（１次） | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| 6．構造物計画設計 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| 7．地質調査（２次） | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| 8．地形測量 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| 9．協議用図面作成 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| 10．トンネル設計 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| 11．幅杭設計 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| 12．用地幅杭設置測量 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| 13．構造物基本設計 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| 14．構造物詳細設計 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |
| 15．地盤補足調査 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 |

3 貸与資料

項目＼日程	貸与の有無	貸与時期	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30
①地形図（1/1000,1/500）	有 ・ 無	契約締結から7日間以内																														
②実測縦断図	有 ・ 無	契約締結から7日間以内																														
③実測横断図	有 ・ 無	契約締結から7日間以内																														
④座標計算書	有 ・ 無	契約締結から7日間以内																														
⑤概略設計成果品	有 ・ 無	契約締結から7日間以内																														
⑥協議用図面作成成果品	有 ・ 無	契約締結から7日間以内																														
⑦幅杭設計成果品	有 ・ 無	契約締結から7日間以内																														
⑧土地調査結果報告書	有 ・ 無	契約締結から7日間以内																														
⑨橋梁・トンネルの成果品	有 ・ 無	令和○年○月予定																														
⑩関連事業計画資料	有 ・ 無	契約締結から7日間以内																														
⑪詳細測量図（1/200）	有 ・ 無	令和○年○月予定																														
⑫設計協議資料	有 ・ 無	契約締結から7日間以内																														

4 関係機関協議

| 項目 | 実施の有無 | 実施時期 | 対応者 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | 凡例 |
|---|
| ①交差管理者協議 |
| 道路 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 |
| 河川 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 |
| 鉄道 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 |
| 用水路 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 |
| 排水路 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 |
| 水道 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 |
| 下水道 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 |
| 電力 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 |
| 電話 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 |
| ②形式協議 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 |
| ③警察協議 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 |
| ④地元協議 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 |
| ⑤その他懸案事項協議 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 |
| |

4 その他懸案事項

| 項目 | 実施の有無 | 実施時期 | 対応者 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | 凡例 |
|---|
| ①○○に関する技術的検討 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 受注者 |
| ②○○に関する技術的判断 | 有 ・ 無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 |
| |

5 協議内容、結果等

協議内容経緯等	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果

6 照査内容

照査時期、照査内容、照査結果	照査① **・照査時期：基本条件、設計条件検討時** **・照査内容：基本条件の照査** **・照査結果：**	照査② **・照査時期：設計方針、最終形式案決定時** **・照査内容：細部条件の照査** **・照査結果：**	照査③ **・照査時期：成果品納入前** **・照査内容：成果品の照査** **・照査結果：**

※作成上のポイント（記載内容は作成例であるため、共通仕様書及び特記仕様書の記載を確認の上作成すること）

① 適切な工程管理（履行期間の確保）を図ることを目的とする。
② 関連する調査業務や設計業務ならびに関係機関協議による資料入手や条件提示等の遅れが履行期間を圧迫することがないよう、資料入手・条件提示・対外協議の期限を明確化する。
③ 協議時期と内容（結果）を工程表に明示することにより、打合せ時期・内容に工程上の遅れがないか確認する。
④ 照査の時期と内容（結果）を工程表に明示することにより、作業の進捗状況に合致した照査作業が実施されているか確認する。
⑤ 本工程表は作業計画書に添付するとともに、発注者と受注者双方で共有し、適切な履行期間を確保することで設計ミスの防止、品質の確保を図る。
⑥ なお、本書式は固定のものではない。上記趣旨を理解したうえで、各業務単位で工夫・改良を加えて利用することを基本とする。

※作成時の留意事項

① 関係機関協議については該当事項をその都度記入のこと
② 協議待ちによる遅延の場合工程上のクリティカルを明示すること。
③ 工程計画に大幅な変更が生じた場合、協議時に発注者に提示し確認を行うこと。

様式－2

令和　　年　　月　　日

東日本高速道路株式会社 東北支社
支社長　　殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

調査等名　日本海東北自動車道　龍花崎橋（跨道橋）撤去設計

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

１．契約保証取得の日

令和　　年　　月　　日

２－１．発注者が設定した全体履行期間

令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日 （　　日間）

（１．契約保証取得の日の翌日）

２－２．発注者が設定した余裕期間

令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日 （　　日間）

（１．契約保証取得の日の翌日）

３－１．受注者が設定した業務の始期

令和　　年　　月　　日

３－２．受注者が設定した業務の終期

令和　　年　　月　　日

３－３．契約上の履行期間

令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日 （　　日間）

（１．契約保証取得の日の翌日）　　（３－２．受注者が設定した業務の終期）

様式－3

令和　　年　　月　　日

監督員
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

受　注
管理技術者
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

工事記録情報　完了届

下記の調査等名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発 注 者 名	東日本高速道路㈱　東北支社　鶴岡管理事務所
調 査 等 名	日本海東北自動車道　龍花崎橋（跨道橋）撤去設計

No.	工　種　名	工事情報(テーブル名)	数　　量

※発注時より履行内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する。